

官人としての藤原山蔭

中本 和

1 はじめに

茨木市内に残る平安時代創建の寺として著名な総持寺は、藤原山蔭（824～888年）（註1）によって建立されたと伝えられている（註2）。

その創建に関わる説話は、『今昔物語集』（第十九卷二十九「亀、報山陰中納言恩語」）、『長谷寺験記』（下巻第十三「山陰中納言得聖人告造惣持寺仏事」）や『総持寺縁起絵巻』などに収められ、国文学を中心に研究が蓄積されている（註3）。説話の内容は、『今昔物語集』系（A）と『長谷寺験記』系（B）に大別される。（A）（B）ともに、継母によって海に落とされた子が助けた亀に救出され、最終的に総持寺が造営される部分は共通する。しかし、（A）助けた亀の恩返し（B）観音菩薩の靈験のどちらに重点を置くかで異なる。また、山蔭を含む親子三世代の話という部分も共通するが、三世代の内訳が、（A）山蔭の父（高房）・本人・子（如無）、（B）山蔭の祖父（藤嗣（藤継））・父・本人で相違する。なお、（B）の方が総持寺に関する記述が詳細である。

かように説話では仏教的な靈験譚、報恩譚が創建に関わる中心として描かれる。しかし、寺院の建築・運営は宗教的な発心のみでは成就できない。現実問題として経済的な裏付けが必要である。寺院の創建では、願主が費用を負担するか、地域住民を中心とした智識集団による負担か、あるいは両者の共同負担かに大きく分類できる。総持寺の創建にあたって、所在地周辺の摂津国島下郡における智識集団の関与は見えない。仮に同所からの経済的な支援があったとしても、微々たるものだと考えられる。すなわち、総持寺の創建を可能としたのは、主に山蔭の財力によるものであった（註4）。換言すれば、山蔭が清和朝において上国の国司を歴任し（註5）、最終的に従三位中納言に至る過程で財力を蓄えることができたからなのである。また、山蔭の子孫たちの総持寺経営への関与をみると（註6）、まさに山蔭一族の寺院であったことがうかがえる。親子三代の寺として建立され、一族の寺院となっていったのである（註7）。

山蔭の官途（表 藤原山蔭の官位）は、文徳朝

の仁寿4年（854年）数え年31歳から見え始め（これ以前の官歴は不詳）、清和朝前半で急上昇し後半での停滞を経た後、陽成朝の元慶3年（879年）に参議へ任ぜられ公卿となる。すなわち、清和朝での奉仕が評価され、公卿への足掛かりとなったと想定される。

山蔭は上述のように説話文学ではよく知られた存在である。一方、中流貴族の庶子として生まれた山蔭が、祖父や父たちの官位を超えて公卿にまで至った経緯には検討すべき余地がある。そこで、山蔭がどのように官位を上昇させていったのか、清和朝（註8）を中心に官人としての山蔭の実態を明らかにすることで、総持寺創建を成し遂げるに至った歴史的背景を考える一助としたい。

2 山蔭の出自・血縁

山蔭は『公卿補任』や『尊卑分脈』によると、藤原北家の左大臣魚名を祖とする魚名流に属す。

まずは山蔭の父母から見る。父は正五位下越前守高房（795～852年）で（註9）、山蔭は二男である（註10）。高房は地方官を歴任したが、天長4年（827年）の従五位下への叙位（註11）から承和8年（841年）の従五位上への叙位まで約14年間も昇叙がなく（註12）、次に昇叙した正五位下も嘉祥3年（850年）のことである。実に約9年もの歳月が過ぎている。越前のような大國の守に任ぜられはしたが、後半生の昇進は緩やかで、父藤嗣が列した公卿の地位には届かなかった。山蔭が蔭位によって叙位される21歳以上になった時点（承和12年（845年））で高房は従五位下であり、庶子である山蔭は従八位下を授けられたと想定される。最終的に公卿に昇る人物としては、山蔭は低い位階からの始まりだったといえる。

母は参議藤原真夏の娘である。後述する良房とは従兄妹の関係になる。山蔭の同母兄弟は3人（生丘・智泉・時長）いるが、公卿にまで昇進したのは山蔭のみである。

次に父方の祖父を見る。父方の祖父は従四位上参議藤嗣（773～817年）であるが、山蔭の誕生前に死去している。藤嗣は弘仁3年（812年）に

参議となり（註13）、始祖魚名以来の公卿の地位を手にした。40代半ばで没したため、参議が極官となったが、山蔭と同じく60代半ばまで存命であれば、中納言に昇進していた可能性は充分ある。子から公卿となる者も輩出できたかもしれない。

第三に山蔭の子孫を見る。山蔭の子は共同で総持寺の運営に携わっているが、公卿となった者はおらず、ほとんどが受領を極官とする。例えば、兼三は『後撰和歌集』に歌を遺す歌人であり（註14）、陸奥守に至るが、詳しい官歴は分からない。ここまでで触れていないものとしては、有頼・遂長・言行らがいるが、特筆すべき事跡は見えない。ただし、三男（七男ともいわれる）如無は僧都となっており、僧侶として高位に昇っている。娘では、光孝天皇の女御となる元善がいる（註15）。

孫世代では特筆すべき人物が2人いる。在衡と時姫である。

在衡は『尊卑分脈』によると、山蔭の長男有頼の養子であるが、実は如無の実子である。在衡は大夫層の養父（伯父）と僧侶の実父という血統でありながら、左大臣に至るという破格の出世を遂げる。中納言の山蔭を超え、始祖である魚名の官職に並んだのである。実父が僧都にまで昇ったこと、自身が高齢まで健康を保ち、その間に上位者が亡くなっていったことが出世の要因であるが、異例中の異例である。そのため、山蔭と同じく説話文学によってとりあげられ、その出世について虚実入り混じった理由が語られている。

一方、時姫は山蔭の七男中正の娘である（註16）。藤原兼家の正室となり、道隆・道兼・道長兄弟、超子・詮子姉妹の母となった（註17）。詮子所生的一条天皇が総持寺を御願寺としたことは、母方の父祖である山蔭が建立した寺であったためとの指摘がされている（星田1976、池上1987など）。

また、山蔭は伊達氏の祖と称され（註18）、四条流庖丁道の創始者とも伝わり（註19）、今様の中興の祖としても讃えられている（註20）。中近世にまで影響力を与えることになるのは、母系として一条天皇や藤原道長に連なる人物であったことが要因であると推測される。一方、山蔭を父系とする子孫は衰えるが、大嘗祭の御浴事で天皇の御湯殿に奉仕する者として登場する（註21）。

最後にその他の親戚について見ておく。清和天

皇外祖父で清和朝の政権首班たる藤原良房とは、山蔭の母が従兄妹の関係である（山蔭の母の父である真夏と、良房の父である冬嗣が同母兄弟）。山蔭が官人として歩いていく中で、無視することのできない存在である。

山蔭の属する魚名流において、魚名は左大臣になるが、晩年には左遷されている。その影響からか、山蔭の代までの子孫（山蔭は魚名の玄孫）で議政官に昇ったのは、山蔭の祖父藤嗣のみである。左大臣を祖に持つとはいえ、議政官を輩出することが、ごく稀な一族となっていたことが分かる。このような中で、山蔭が中納言に任じられたことは、本人の能力もさることながら、時流にのることができた或いは有力者と近い関係を築けたからともいえよう。

3 清和天皇への近侍

山蔭の本格的な官人としての歩みが見えてくるのは清和朝からである。次に、山蔭の官人としての経歴に関わる基本史料を掲げる。

史料1『公卿補任』元慶3年（879年）藤原山蔭
従四位上 藤山蔭（五十六）（十月廿三日任。
元蔵人頭右大弁右中将備前守、大弁如_レ元。
参議従四位上藤嗣孫。越前守従五上高房二男。
母参議真夏女）

仁寿四正一左馬大允。齐衡三正一右衛門少尉。
三月遷_レ左尉_一。天安二三一春宮大進。九月
十四日右近権将監。十月蔵人。十一月七日従
五下（権将監如_レ元）。同三三三二備後権介。
貞観二八廿六右権少将。同三三十三兼伊予介。
同四十一一蔵人。同五二十転_レ少将_一。同六正
七従五上。同七十九禁色。同九二廿九兼美
乃守（少将如_レ元）。同十五正七正五下。同十六
正十五兼備前守。同十七正廿一従四下。三月
蔵人頭。八月廿五転_レ右権中将_一（守如_レ元）。
同十九二廿九右大弁。中将守等如_レ元。元慶
三正七従四上。八月十七日兼肥後権守。

山蔭は、馬寮や左右衛門府の官人を経た後、天安2年（858年）3月に、皇太子惟仁親王の春宮大進に任ぜられる。惟仁親王の側近くに仕えたのは春宮大進としてが最初のものである。春宮大進は春宮坊（東宮坊）の第三等官で、令規定によると、従六位上が相当位である。しかし、8世紀末の実際の任官において、従五位下相当官として扱

われていた。例えば、藤原北家の隆盛を築いた冬嗣は従五位下に叙爵された直後に神野親王（後の嵯峨天皇）の春宮大進に就き、出世の足掛かりとした。次の天皇となる東宮に近侍できることから、その後の出世に有利であると考えられていた。山蔭も30代半ばにして大きく前途が開けた。

さらに、天安2年（858年）8月の惟仁親王の即位（清和天皇）に伴い、9月に右近権将監、10月には蔵人も兼任し、11月には叙爵されている。従五位下となり、貴族の仲間入りをするとともに、引き続き清和天皇に近侍していくことになる。このように即位前後から清和天皇近侍の官職を歴任しており、新帝清和の側近としての役割が期待されていたのであろう。また、京官の兼任がないということは、蔵人・近衛の職務に専念できたと理解できる。

清和即位後、山蔭は各国国司に任用されたが、蔵人や近衛府の官職を兼帯することから、国司任官は全て遥任であったと推測できる（註22）。近衛官人への優遇であり、この期間に財力を蓄えることが可能であった。その後も元慶3年（879年）の参議と右大弁の任官で多忙になったが、一貫して清和天皇の側近として仕えていたと考えられる。

蔵人在任期間については不明瞭な点があるものの、近衛官人としては藤原基経（清和天皇の祖父良房の養子）と並んで最長の在任期間である（市川1992）。清和朝中期以降の基経は公卿との兼任であり、清和天皇に常に近侍していない。一方、山蔭の任は実質的に蔵人ないしは近衛のみであった（註23）。天皇に近侍し奉仕することが職掌なのである。すなわち、山蔭は清和天皇の最側近の一人であると考えられ、清和天皇の信頼もそれだけ厚かったと考えられるのである。

ところで、山蔭は貞観6年（864年）の従五位上叙位以後、貞観15年（875年）の正五位下叙位までの約9年間全く昇叙しなかった。この間、政治的な判断を下せる年齢となった清和天皇であるが、禁色が勅許され、近衛少将の任が継続されていることから、清和天皇からの勅勘を被ったというような類のことではないと考えられる。それでは、なぜ昇進が留められていたのであろうか。官位上昇に関しては政権担当者の恣意的な運用も考えられる。清和天皇が山蔭の昇進を留めたので

なければ、良房の意向だったのであろうか。貞観14年（872年）9月2日の良房薨去後に行われた恒例の叙位儀式である翌年正月7日の白馬節に、山蔭は昇叙されていることが注目される。

山蔭は良房に疎まれた或いは警戒されたのであろうか。そもそも山蔭が清和天皇の近侍官として登用された際に、良房が難色を示した史料はみえない。当然ながら、良房が清和天皇の近侍官に対して目を配らないことは考え難い。良房も山蔭で問題ないと判断したのであろう。その後も貞観6年に従五位上に叙位されるまで清和天皇から遠ざけられたわけでもない。故に、清和朝初期段階で山蔭が良房から睨まれていたとは考えられない。すると、貞観6年以降に良房と何か問題が生じたのだろうか。もし良房に睨まれたのなら、近衛や蔵人を解かれ、兼帯していた国司として京外に赴任させられる手段が採られたであろう。しかし、実際にはそのようなことは行われていない。

むしろ、良房との関係は良好であったと考える。山蔭の蔵人在任が確認できる期間の蔵人頭は、良房の養子で後継者の基経である。近衛府でも同様であり、清和朝においては常に基経が山蔭の上官として在任していた。同一官司の上司・部下であり、人間関係を深める機会もあったであろう。

もう一点、山蔭が創建した吉田社からも見ておこう。『大鏡』太政大臣道長の伝に、山蔭が春日大社の四神を勧請して吉田社を創建したとの記載がある（註24）。

史料2 『大鏡』太政大臣道長 上

（上略）。みかどこの京にうつらしめ給ては、又ちかくふりたてまつりて、大原野と申す。きさらぎのはつ卯日・霜月のはつねの日とさだめて、としに二度の御祭あり。又おなじく公家の使たつ。藤氏のとのばらみなこの御神に御弊・十烈たてまつりたまふ。なおをしちかくとて、又ふりたてまつりて、吉田と申ておはしますめり。この吉田明神は山蔭中納言のたてまつり給へるぞかし。（中略）。一条院の御時より、おほやけまつりにはなりたるなり。（下略）。

一条朝で、吉田社は官弊社とされ、大原野社に準じて二季祭が行なわれるようになった（註25）。さらに、永祚元年（989年）に十九社奉弊の社（後には二十二社制）に列する（註26）。

平安京内において、春日大社の四神を勧請して創始された吉田社は、大原野社と並ぶ藤原氏の氏神を祀る神社として崇敬を集めていくのである。

この吉田社の建つ場所が神楽岡である。この地には良房の妻源潔姫の墓が斉衡3年(856年)に築かれており、元々は良房の別荘地であった。後に近辺に良房の墓、二人の娘である明子(清和天皇母后)の墓も設けられた。さらに陽成天皇の山稜もある。良房に近い人々の墓が集まっている。すなわち、埋葬地という観点から山蔭と良房周辺の人々とのつながりが見え、山蔭は墓守の役目をも兼ねたのではなかろうか(菅野1983)。

話がやや横道に逸れたが、山蔭の昇叙が留められた理由に戻そう。四位と五位の間には壁があるが(四位以上が参議の任官条件)、山蔭の例は従五位上から正五位下であり、大きな理由とは言えない。そもそも、長期にわたって昇叙がない例は先述した高房のようにまあることだが、天皇の近侍官となると、昇叙は他官よりも有利である。しかし、天皇の近侍官であっても昇叙を望まない例がある。蔵人の鶴退である。六位蔵人は年労を重ねると叙爵され従五位となる。その際、五位蔵人に空きがあれば、就任可能であるが、無ければ他官に転任となる。そこで敢えて五位にならず六位に留まり、改めて新任の六位蔵人となるのである。すなわち、天皇近侍官の身分を維持するための手段である。山蔭の例も同様に、長期にわたって近衛官人(近衛少将)として留めるための方策ではなかろうか。後には四位の少将も増加するが、貞観年間には皇族出身氏族である良峯清風(桓武天皇孫)か北家嫡流の基経・常行の例しかない。近衛中将是権門の子弟の多くが望むものであり、蔵人頭や参議が兼任する官職でもあった。空きがなければもちろんのこと、山蔭が順調に出世していったとしても就任できるとは限らない。山蔭が中将となったのも従四位下に叙せられ蔵人頭となった後である(この間の昇進は8ヶ月余で、これまでと比して非常に早い)。つまり、山蔭の位階上昇を緩やかにしたのは清和天皇の意向であり、自身の側近くに置くことを望んだためではなかろうか。

4 清和天皇の譲位、そして公卿へ

山蔭は貞観17年(875年)正月には従四位下

となり、亡父高房の位階を超える。同年3月には蔵人頭となり、公卿の地位が目前に迫ってきた。しかし、翌年11月、山蔭を引き上げてきた清和天皇が貞明親王(陽成天皇)に譲位した。清和天皇は予ねてから仏道修行に励みたいとの意思があり、譲位に関しては自身の即位年齢と同じ9歳に貞明親王が達したことを契機としたのである。

山蔭も清和天皇譲位に伴い、右近衛中將の辞任を陽成天皇に上表した。翌年正月にも重ねて上表することで、辞任を許可された。太上天皇宮別当(清和上皇の後院別当)に専念するためのものである。しかし、2月には右大弁に任じられる。そこで、再度の官職辞任を上表するが、許されず太上天皇宮別当と兼任することになった(註27)。弁官の経験がない山蔭を右大弁という要職にしている。その後、約9年半もの長期間、大弁を務めており、実務能力に秀でていたと考えられる。太政官の官職と清和上皇后院別当の兼任は、清和上皇と陽成天皇に日常的に拝謁できることを意味する。すなわち、上皇と天皇双方の信任も厚く、両者を取り持つ事柄も担ったと理解できる。陽成天皇周辺にとっても、山蔭を太政官に繋ぎ止めておきたいとの思惑があったと推測される(註28)。

元慶3年(879年)10月23日、山蔭は参議に任ぜられる。念願の公卿となったのである。清和上皇による人事への介入は不詳であるが、蔵人頭や大弁を経てのもので順当である。

治世は清和朝から陽成朝に代わった。ここで、山蔭と陽成天皇の関係を見ておきたい。『醍醐天皇御記』延喜4年(904年)2月10日条が引用する貞観の故事(註29)に「貞観故事、有_レ御劍_一聞、以_レ山蔭朝臣_一為_レ之云々。吾又以為、太子初日、帝賜_レ朕御劍_一(名号_一壺切_一)」とある。貞観年間の貞明親王の立太子儀において、山蔭が壺切劍を親王に捧げる役を果たしている。清和天皇のみならず、その皇太子である貞明親王との関係も深かったと推測される。

清和上皇は譲位の4年後に崩御した。崩伝(『日本三代実録』元慶4年(880年)12月4日条)によると、落飾入道した上皇は山城・大和・摂津各国の寺を巡るなかで、摂津国勝尾寺にも訪れている(花川2017)。勝尾寺が後に(遅くとも承平5年(935年)以前)、総持寺の別院になっているのは、清和上皇と山蔭の関係によって生じたと推

測される(岡野 2003)。山蔭は大和国への巡幸に在原行平と共に同道している。陽成天皇は源能有をはじめとした六衛府の官人たちを清和上皇の護衛に付けようとしたが、上皇は能有らを都に戻している。山蔭などの側近のみで大和に行幸したのである(註 30)。山蔭への信頼の深さがうかがえる。参議・右大弁を兼ねる多忙な山蔭が、その後の全ての行程に同道したかは不明だが、摂津国を巡る際には同道したのであろうか。いずれにせよ、仏教を通して清和天皇との関わりがあったであろうことも留意すべきである。

清和上皇の崩御後も、陽成天皇のもとで大弁と参議を長く務めていく。その間、公卿の激務への報償として大和の国司を兼任(遥任)している。この国司の報酬によって財力を蓄えたと考えられる。陽成天皇の退位時における動きは不明だが、大過なく基経に従ったのであろう。

陽成天皇の次に即位した光孝天皇に対しては、娘の元善を女御とし、良好な関係を築けていたと思われ、中納言に至っている。

仁和 4 年(888 年) 2 月 4 日、従三位中納言兼民部卿で世を去った。時に 65 歳であった。

5 おわりに

以上、藤原山蔭の官人としての経歴を検討してきた。

説話からはうかがえない山蔭の官人としての活動を見るなかで、清和天皇との関係が重要であることを明らかにした。山蔭の家は、山蔭誕生時には中流貴族となっており、公卿へ昇ることは容易ではなかった。このような状況において、清和天皇の近臣であることが山蔭の出世の鍵を握っていたのである。もちろん、弁官を長期間務めていることから、実務能力も備えていたのであるが、それは陽成朝から光孝朝にかけてのことである。清和朝においては、専ら近衛と蔵人を務めている。山蔭が武芸に秀でていたとの記録は残っていない。武官としての能力に期待されての近衛任官ではない。清和天皇近くで奉仕することが求められたのであろう。そのなかで清和天皇の信頼を勝ち得ていったのである。

註

1) 『日本三代実録』『公卿補任』などにおいては、「山

蔭」と「山陰」の表記が混在している。以下、本稿では史料引用以外は「山蔭」で統一する。

2) (芦田 2006)、(櫛木 2012)、(茨木市教育委員会 2018)などを参照。創建年代は『朝野群載』文筆上 総持寺鐘銘によると、「(上略)。納言尊考、軫_レ先業之不_レ遂、嘆_レ善因之未_レ成。多以_レ黄金_一、附_レ入唐使大神御井_一、買_レ得白檀香木_一。造_レ千手観音菩薩像一体_一、仍建_レ衢場於摂津国島下郡_一、安_レ置此像_一。号曰_レ総持寺_一。於_レ是、第二男備前権介公利、鑄_レ豊鐘一口_一。于_レ時延喜十二年夏四月八日。為_レ銘曰(下略)。」とある。この鐘銘の作成年月日は延喜 12 年(912 年) 4 月 8 日である(同年 4 月 2 日は山蔭の二十五回忌にあたる)。よって、これ以前に総持寺があったことは確実である。さらに、納言尊考(山蔭)が観音菩薩像を安置し、総持寺と号したと記す。山蔭の生前(仁和 4 年(888 年))に、「建_レ衢場於摂津国島下郡_一」とあることから、建物が完成していたかは判然としないが、観音菩薩像を安置した段階ではある程度整っていたと理解できる。この鐘は総持寺の造営過程をよく知る山蔭の次男公利が鑄造させたものであり、銘文も多少の潤色はあったとしても信憑性が高いと考えられる。また、『長谷寺験記』は仁和 2 年(886 年)に本尊となる観音像の作成が終了したとする。山蔭薨去後は子供たちが協力して総持寺の造作を行ない、山蔭の三回忌にあたる寛平 2 年(890 年) 4 月 2 日に完成供養を行なったと伝える。上述した『長谷寺験記』の記す年代に関しては史実と矛盾するような部分を見いだせないが、説話という史料の性格上、直ちに事実とするには不安が残る。後考を期したい。

3) 説話文学からの山蔭研究は以下のものを主に参照した。(尾崎 1935)、(築瀬 1974)、(星田 1974・1976)、(菅野 1983)、(池上 1987)、(金谷 1998)、(日沖 2004・2006・2007a・2007b・2007c・2008)、(横田 2010)、(塩出 2012)、(山岡 2017)、(松本 2018)など。総持寺関係の山蔭説話で現存最古のものは『今昔物語集』であるが、『長谷寺験記』の拠った最初の『総持寺縁起』(現存せず)が原典であると(星田 1974)は指摘する。現在、総持寺縁起は総持寺所蔵の 3 種と常称寺所蔵の 1 種が確認されている。内容は『長谷寺験記』の系統に近い。また、現伝 4 種とも類似した内容であるが、異なる点も多い(日沖 2006・2007a・b など)。

4) 総持寺所在地の摂津国と山蔭の関係は深い。藤原氏と三島郡(島上郡・島下郡)の関係は、鎌足が三島の別業を所有していたことに遡る(『藤氏家伝』大織

冠伝、日本書紀』皇極3年(644年)正月乙亥朔条)。藤原氏の前身である中臣氏も摂津・河内に勢力を持ち(『新撰姓氏録』)、古くから所縁のある土地であった。山蔭の高祖父魚名もこの地での別業所有を確認できる(『続日本紀』延暦2年(783年)7月庚子(25日)条)。さらに、山蔭の祖父藤嗣は摂津守に任ぜられている。山蔭自身も摂津国班田の檢校を命じられ(『日本三代実録』元慶3年(879年)12月8日条)、その際に土地を取得した可能性が指摘できる。また、総持寺創建後と思われるが、子の中正も摂津守となる。さらに付言すると、(星田1976)は、総持寺周辺には現在、藤原氏の氏社である春日神社が多くあることを指摘する。この地に寺を造営したのは、宗教的な理由よりも上記のような現実的なもの(代々関係が深い土地)が大きかったのではなかろうか。

5) 表 藤原山蔭の官位を参照。『延喜式』によると、備後・伊予・美濃・備前は上国であり、陽成朝で任ぜられた肥後・播磨は大国である。

6) 承平5年(935年)2月9日「総持寺資財帳案(勝尾寺文書)」(『平安遺文』11巻261頁)によると、この案文に署名する檀越5名のうち、大僧都如無・前山城守公利・陸奥守兼三・左京大夫中正は山蔭の子、右中弁兼式部少輔在衡は孫である。また、俗別当の民部大丞守義は孫、美濃守平随時も孫(母が山蔭の娘)である。「総持寺資財帳案」については、(岡野2003)に詳しい。

7) (池上1987)は、山蔭一人の力によって一気に完成したのではなく、彼はむしろ発願者であって、実際には彼の墓後、一門の者が力を合わせて建立したと述べる。

8) 清和天皇については(神谷2020)を参照した。

9) 高房の位階について、卒伝の『日本文徳天皇実録』仁寿2年(852年)2月壬戌(25日)条は正五位下、『公卿補任』元慶3年(879年)の山蔭の項では従五位上、『尊卑分脈』では正四位下とする。『日本文徳天皇実録』嘉祥3年(850年)4月甲子(17日)条で従五位上から正五位下に叙位されている記事があることから、高房の極位を正五位下と判断する。

10) 後掲史料1『公卿補任』では二男とするが、『尊卑分脈』では同母兄として生丘・智泉の2人、異母兄として積善・朝行・尚忠の3人を掲げる。

11) 『日本文徳天皇実録』仁寿2年(852年)2月壬戌(25日)条。

12) 『続日本後紀』承和8年(841年)11月丙辰(20日)条。

13) 『公卿補任』弘仁3年(812年)・藤原藤嗣の項目。

14) 『後撰和歌集』巻五秋上229。

15) 『日本三代実録』仁和2年(886年)2月16日条で、更衣から女御となる。

16) 『尊卑分脈』の山蔭の項においては、中正の子である安親の娘とする。一方、『尊卑分脈』の道長の項においては、中正の娘とし、『大鏡』でも同様である。道長の長兄道隆と安親の年齢差から考えて、中正の娘とするのが妥当である。

17) 『大鏡』七 太政大臣道長上「このおとどは、法興院のおとどの御五男、御母、従四位上摂津守右京大夫藤原中正朝臣の女也(時姫)。その朝臣は従二位中納言山蔭卿の七男也」。

18) (黒嶋1997)によると、伊達氏は自家を藤原氏の山蔭流と認識していたが、事実誤認と自家系譜の混乱が見られ、不透明なものだという。

19) (西村2012)は庖丁道と四条家の関係を述べる。

20) 『郢曲相承次第』今様濫觴事に、今様は聖徳太子に始まり、山蔭が中興したと記すが、今様と山蔭の関係は怪しいものだという(菅野1983)。

21) 院政期には慣例となっていたようである(『中右記』寛治元年(1087年)11月19日条、『江記』天仁元年(1108年)大嘗会記、『江家次第』踐祚下大嘗会卯日)(山岡2017)。

22) 天安3年(859年)3月の備後権介任官から貞観2年(860年)8月の右近衛権少将任官までは蔵人や近衛の兼帯が確認できず、現地赴任の可能性が否定できない。しかし、国司の権官であるため、その可能性は低い。また、『日本三代実録』貞観元年(859年)8月3日条で、大和国吉野郡に祭礼の使いとして派遣されていることも現地(備後)ではなく、都にいたことの傍証となろう。

23) 貞観5年(863年)に次侍従に任ぜられているが、天皇に近侍して奉仕する点では同様である。

24) 『雍州府誌』などでは貞観年中に勸請したと伝えるが、同時代史料からは確認できず、時期は未詳である。(星田1976)は、山蔭が蔵人在任中の貞観年間に、平安京の鎮守として、藤原一門の繁栄のために氏神を奈良から移したと推測する。

25) 『日本紀略』永延元年(987年)12月17日条、『年中行事秘抄』四月吉田祭事。ちなみに、この年は山蔭の百回忌にあたる。(並木1982)は、一条朝の政権中枢(一条天皇、藤原詮子、藤原道長)は山蔭の子孫であり、母方の祖先としての山蔭の崇敬が始まったとす

る。

26) 『小右記』永祚元年(989年)4月14日条、同年6月7日条、同年同月15日条。

27) 後院別当の活動は『日本三代実録』貞観19年(877年)閏2月15日、同27日条などに見える。

28) 後院別当と議政官兼任の例として、藤原三守がいる。三守は嵯峨天皇の側近であり、蔵人頭を経て弘仁7年(816年)に参議に就任した。当時、三守が属する藤原南家は伊予親王事件によって、9年ほど一人も廟堂に列せなかった。弘仁14年(823年)11月に中納言を辞し、嵯峨上皇の後院である嵯峨院に侍する。7月に致仕を上表しており、一度は慰留されていた。その後、天長5年(828年)に大納言として復帰する。凋落した家から天皇側近として飛躍した点や後院の別当など、山蔭のキャリアの先駆けといえる部分が見える。

29) 『西宮記』正月除目大臣召に所引。

30) 『日本三代実録』元慶3年(879年)10月24日条。

参考文献(五十音順)

芦田淳一 2006「平安時代の総持寺」『新修茨木市史年報』5 pp. 1-24

池上洵一 1987「藤原山蔭説話の構造と伝流」『講座平安文学論究』4 風間書房 pp. 145-174

市川久編 1992『近衛府補任』続群書類従完成会

茨木市教育委員会編 2018『総持寺(展示図録)』茨木市教育委員会

岡野浩司 2003「摂津国総持寺と藤原山蔭・撰関家・浄土寺」『仏法の文化史』吉川弘文館 pp. 2-25

尾崎久弥 1935「総持寺縁起絵巻」『三つの絵巻』観音瞻仰会

金谷信之 1998「総持寺縁起と鉢かづき物語の史的背景」『関西外国語大学研究論集』67 pp. 305-317

神谷正昌『清和天皇』(吉川弘文館、2020年)

櫛木謙周 2012「総持寺と藤原山蔭」『新修 茨木市史(第1巻(通史I))』茨木市 pp. 550-566

黒嶋敏 1997「伊達氏由緒と藤原山蔭」『日本歴史』594 pp. 17-32

塩出雅 2012「茨木市常稱寺蔵『総持寺縁起絵巻』詞書訳注」『日本語日本文学論叢』7 pp. 11-45

菅野扶美 1983「山蔭中納言ノート」『梁塵』1 pp. 24-37

並木和子 1982「平安中期の吉田神社について」『風俗』21-3 pp. 17-28

西村慎太郎 2012『宮中のシェフ、鶴をさばく—江戸時代の朝廷と庖丁道』吉川弘文館

花川真子 2017「清和太上天皇の諸寺巡礼と仏教信仰」『古代文化』69-3 pp. 311-329

日沖敦子 2004「受け継がれる山蔭像—流布本系『鉢かづき』を中心に—」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』2 pp. 1-13

日沖敦子 2006「茨木市補陀落山常稱寺蔵『総持寺縁起絵巻』(翻刻紹介)」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』4 pp. 1-20

日沖敦子 2007a「『総持寺縁起絵巻』の制作とその背景」『古代中世文学論考』19 新典社 pp. 316-346

日沖敦子 2007b「『総持寺縁起絵巻』の成立と意義—常稱寺所蔵絵巻を中心に—」『中世文学』52 pp. 104-113

日沖敦子 2007c「天理大学附属図書館蔵『新長谷寺縁起』」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』7 pp. 1-10

日沖敦子 2008「藤原山蔭関連寺社縁起二種—国立歴史民俗博物館蔵『久修園院縁起』・福岡県八女郡大光寺蔵『飛形山大光寺縁起』(『名古屋市立大学大学院人間文化研究』10 pp. 1-7

星田公一 1974「今昔物語集の山蔭中納言説話の形成と影響」『同志社国文学』9 pp. 67-79

星田公一 1976「山蔭中納言説話の成立—『長谷寺観音験記』の場合」『同志社国文学』11 pp. 60-74

松本瑞貴 2018「家再興の物語としての明石物語—藤原高藤・山蔭説話との関連から」『国文学研究ノート』57 pp. 17-29

築瀬一雄 1974(初出は1944)「山蔭中納言物語考」『説話文学研究』三弥井書店 pp. 52-57

山岡敬和 2017「山蔭中納言と天の羽衣」『國學院雑誌』118-8 pp. 57-73

横田隆志 2010「『長谷寺験記』の成立年代」『日本文学』59 pp. 1-8

表 藤原山蔭の官位

年(西暦)・月	官位	備考	出典
弘仁15(824)		誕生	
仁寿4(854)・1	左馬大允(任)		公
斉衡3(856)・1	右衛門少尉(任)		公
〃	・3	左衛門少尉(任)	公
天安2(858)・3	春宮大進(任)		公
〃	・9	右近権将監(任)	公
〃	・10	蔵人(任) 右近権将監(兼)	天安2年の蔵人がいつ解かれたか不明(貞観4年以前)
〃	・11	従五位下(叙)	三公
天安3(859)・3	備後権介(任)		三公
貞観2(860)・8	右近衛権少将(任) 備後権介(兼)		三公
貞観3(861)・1	伊予介(任) 右近衛権少将(兼)		三公
貞観4(862)・11	蔵人(任)		公
貞観5(863)・2	右近衛少将(任) 伊予介(兼)		三公
〃	・3	次侍従(任)	三
貞観6(864)・1	従五位上(叙)		三公
貞観7(865)・10		禁色勅許あり	公
貞観9(867)・2	美濃守(任) 右近衛少将(兼)		三公
貞観15(873)・1	正五位下(叙)		公
貞観16(874)・1	備前守(任) 右近衛少将(兼)		公
貞観17(875)・1	従四位下(叙)		三公
〃	・3	蔵人頭(任) 右近衛少将・備前守(兼)	公
〃	・8	右近衛権中将(任) 備前守・蔵人頭(兼)	公
貞観18(876)・12	蔵人頭(辞)	清和天皇の譲位による	
〃	・12	右近衛権中将と備前守の辞任を請う(不許可)	三
貞観19(877)・1	右近衛権中将(辞)		三
〃	・2	右大弁(任) 備前守(兼)	三公
〃	・閏2		三
〃	・閏2	太上天皇宮別当(現)	三
元慶3(879)・1	従四位上		三公
〃	・8	肥後権守(任) 右大弁(兼)	公
〃	・10	参議(任) 右大弁(兼)	公
〃	・12		三
		摂津国の班田を検校する	
元慶4(880)・1	備前守(任) 参議・右大弁(兼)		公
元慶5(881)・2	左大弁(任) 参議(兼)		公
〃	・7	播磨(権)守(任) 参議・左大弁(兼)	三では播磨権守ではなく、播磨守として記される。
元慶6(882)・1	正四位下(叙)		三公
仁和2(886)・6	中納言(任) 従三位(叙)		三公
仁和3(887)・5	民部卿(任) 中納言(兼)		三公
仁和4(888)・2	従三位中納言兼民部卿(現)	薨去(65歳)	紀公

官位：「任」は任官、「兼」は兼官、「辞」は辞任、「叙」は叙位、「現」は現任として見えることを示す。
出典：『日本三代実録』は「三」、『公卿補任』は「公」、『日本紀略』は「紀」とした。